

一般競争入札による沖縄県有地売却の流れ（物件1）

一般競争入札とは、県があらかじめ決めた価格（予定価格）
以上で、最高額をつけた方が購入いただける方法です

入札参加申込

まず、入札に参加するために、入札参加申込書・添付資料を提出します。

入札参加申込書（第1号様式）

+

印鑑証明書、身分証明書、誓約書、

（入札保証金）納付書発行依頼書又は免除申請書*1、+ 農地買受適格証明書*2

*1 入札保証金は入札予定額の5%以上となります。

例) 1,000万円で入札する予定 → 入札保証金50万円以上

*2 本物件は農地のため、購入後に農地として利用する場合は「農地買受適格証明書」が必要となります。（農地転用を行う場合は必要ありません。）証明を受けるには、事前に宮古島市農業委員会へ申請書を提出し、証明を受ける必要があります。申請書等の締切りについては同農業委員会（TEL：0980-79-7811）へお問い合わせください。

なお、入札参加申込期限までに「農地買受適格証明書」の提出が間に合わない方は「受理証明願（宮古島市農業委員会交付）」を提出し、入札書提出までに「農地買受適格証明書」を提出してください。

入札参加申込期限 令和3年10月13日（水）まで

後日、入札参加資格を審査して **入札参加資格認定通知書** を送付します。



入札書の提出

入札保証金を納付後、入札書・添付資料を提出します。

封筒に入れ封をした入札書、入札保証金の領収書写し*3、農地買受適格証明書*4

+

還付請求書・債権者登録申請書

- ・記入例を参考に **入札書（第6号様式）** を作成し、封筒へ入れ封を閉じてください。
- ・ **還付請求書・債権者登録申請書** の提出がない場合も入札書は受け付けますが、開札日までに提出してください。

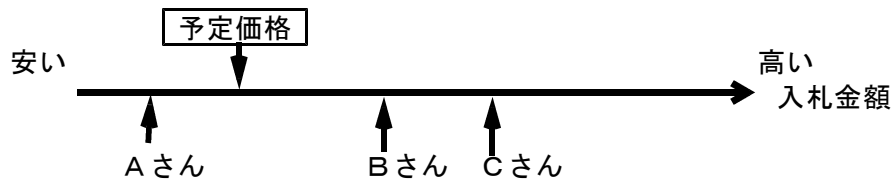
*3 入札保証金を免除されている場合は、領収書写しは不要です。

*4 入札参加申込時に提出していない方のみ提出ください。



入札書提出期限 令和3年11月16日（火）まで

開札し、落札者を決定します



- ① Aさんは、予定価格を下回っているので、落札できません。
- ② 予定価格を上回っている者のうち、一番高い価格のCさんが落札者となります。

・落札しなかった方の入札保証金については、開札終了後、約3週間程度で還付します。

※落札者が、落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金はお返しいたしません。

契約

落札された方は、県と境界標を確認後、指定された期日（7日以内）までに土地売買契約書を締結し、契約保証金（落札額の10%以上の金額*5）を納付します。

土地売買契約書

（第9号様式）

＋ 契約保証金（落札額の10%以上）

＋ 収入印紙

（落札者負担）

*5 入札保証金から充当しますので、実際には5%の契約保証金が必要です。

例) 1,000万円で落札した場合 → 契約保証金は100万円となりますが、入札保証金として50万円納めているので、残り50万円を納付します。

※本物件は、農地法第3条の許可又は第5条の届出の受理を停止条件として契約を締結します。契約締結後、落札者において許可申請等の作成及び手続を行ってください。（申請については宮古島市農業委員会へお問い合わせください。）

売買代金の支払い及び所有権移転登記

農地法第3条による許可書又は第5条による届出の受理書を提出してください。

納付書を発行しますので、落札された方は指定の期限（許可または届出が受理された日から30日以内）までに一括で支払ってください。なお、契約保証金を土地の売買代金へ充当することができます。

土地売買代金（落札額）

＋

登録免許税

（落札者負担）

・所有権移転登記は、県が行います。

※落札者が、指定する期日までに売買代金（落札額）を納付しない場合は、その契約は無効となり、契約保証金はお返しいたしません。